平成２２年（フ）第１０５４号
広島市安佐南区祇園１丁目27番24―201号、申立時の住所広島市中区羽衣町２番21―601号
破産者　川上　智子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
熊本県人吉市東間下町2904番地６、前住所熊本県人吉市矢黒町2119番地４
破産者　尾方　正浩
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第４４号
熊本県人吉市上戸越町1445番地２、前住所熊本県人吉市矢黒町2119番地４
破産者　尾方由美子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県湯沢市幸町１丁目３番13号
破産者　菊地　濱子
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２７２号
神奈川県高座郡寒川町倉見1702番地１
破産者　釼持　理恵（旧姓西元）
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５８４号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区６号棟202号室
破産者　村田　武雄
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０号
熊本県八代市永碇町955番地20　102
破産者　川尻　清富
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１０９８３号
千葉県市川市国府台６丁目１―54、開始決定時の住所東京都荒川区東日暮里１丁目11―16
破産者　関　　昭二
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４２３号
神奈川県横浜市旭区四季美台２番地
破産者　株式会社有宏
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４２５号
静岡県下田市武ガ浜１―３―105、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区四季美台２番地
破産者　宮本実樹志
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４２６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区今井町886―10、開始決定時の住所神奈川県横浜市旭区白根８丁目26―19
破産者　宮本　節子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３７４号
東京都江戸川区中葛西３丁目37―６―202
破産者　佐川　輝夫
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０５４３号
東京都八王子市長房町1386―111
破産者　古里　和美
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９６０号
千葉県いすみ市岬町井沢849
破産者　海老根トミ子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０１６号
東京都目黒区五本木２丁目21―１―202
破産者　永濱喜代子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７５号
千葉県柏市北柏１丁目９―４―102
破産者　八十岡道雄
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１３号
東京都練馬区光が丘２丁目７―３―1214
破産者　司代智恵子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１７号
東京都目黒区東が丘２丁目12番18号
破産者　株式会社パーミンロード
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０４１号
埼玉県戸田市笹目３丁目８―13―203、開始決定時の住所東京都板橋区中台２丁目37―16
破産者　佐藤亜希子
1　決定年月日　平成23年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部